

2015年12月19日
中国現代史研究会東海地区12月例会
(於 愛知大学車道校舎)
水野光朗
(都留文科大学)

清末民初期の中・藏・英関係とシムラ会議（1913-1914年）

1. シムラ会議をめぐる評価

中国（中華人民共和国）：

第七

「13世紀中葉、チベットは正式に中国の元朝の版図に組み込まれた。それ以後、中国ではいくつもの王朝が政局を繰り返し、何度も中央政府が交代したにもかかわらず、チベットはついに中央政権の管轄下にあった。」「帝国主義が[中略]チベットを中国から分裂させる活動を画策した」例が、シムラ会議である。

中華人民共和国国務院新聞弁公室著、『チベットの主権帰属と人権状況』、北京、1995年、7-8ページ。

チベット：

「中国は、チベット政府全権およびイギリス政府全権とともに、[チベット・中国・イギリス三者間で]条約を締結するための交渉を行うことを認めた。イギリス代表と中国代表は、ともにチベットがこの[シムラ]会議に参加する権利を承認したのみならず、平等かつ対等に、チベットと交渉することに同意することによって、チベットの sovereign status を承認した。」

'Is the McMahon Line Still Valid? A Tibetan View of the territory under dispute between India and China' in *Tibetan Bulletin* Jan-Feb issue, 1995, pp. 8-10.

2. シムラ会議にいたるチベットをめぐる国際関係

1) イギリスとチベット

1767年、イギリス東インド会社、ベンガル軍をWHD クノッスに率いさせて、ネパールを経由するベンガル（インド）・チベット貿易の保護を命令。

2) ロシアの南下とモンゴル

1870年代から、ロシアは、南下政策の一環として、チベットに接近。1899年、バドマイエフが、ダライ・ラマ13世と面会。

3) ラサ条約（1904年）

イギリスは、中英会議藏印条約（1893年）で、チベットのヤートンをインド・チベット間の通商拠点に設定。イギリスにとって、チベットは、イギリス製品の市場であると同時に、金と羊毛といった原材料入手する地域であった。1904年、イギリスは、チベットがこの条約を不履行であるとして、ヤングハズバンドをラサに派遣し、チベット政府とラサ条約を締結した。

ラサ条約

1. チベットは、イギリス以外の外部勢力と何らの関係も持たない。
2. イギリス人は、自由にラサに立ち入ることができる。

4) 北京条約（1906年）

1. ラサ条約が有効であることを、中国は承認する。
2. イギリスは、チベットを侵略せず、チベットの内政に干渉しない。

3. 中国・チベット対立とシムラ会議

中国・チベット対立を仲介するために、イギリスが設定したのがシムラ会議。

中華民国政府全権：陳貽範

チベット政府全権：ロンチェン・シャトラ

イギリス政府全権：サー・アーサー・ヘンリー・マクマホン

1) 中国の主張（1913年10月30日付会議録）

1. 13世紀以来、チベットは中華帝国の一部を構成してきた。
2. 清朝期において、清朝は、チベットの要請に応じて、駐藏弁事大臣を派遣してきた。
したがって、チベットは中国の sovereignty のもとにある。
3. チベットは、対外関係と軍事にかかわる事柄については、中国の指示にしがたい、
中国の intermediary がなければ、いかなる foreign power とも交渉しない。

2) チベットの主張 (1913年10月10日付会議録)

1. チベットは、an independent State である。
2. ダライ・ラマは、聖俗両面にわたって、チベットの支配者である。
3. 清末期以来、チベットで中国人とチベット人との間で対立が生じている。
4. 将来、チベット人と中国人が一つの同じ State でともに暮らすことになれば、常に対立が生じるであろう。

3) イギリスの仲介案 (シムラ条約)

Draft (草案) (1914年2月17日)

1. チベットを、内チベット (Inner Tibet) と外チベット (Outer Tibet) に分割する。
2. 「イギリスおよび中華民国両国政府は、チベットが中華民国の宗主権下にある State であって、中華民国の主権下にある State ではないことを承認する。
3. 両国政府は、外チベットの自治を承認する。」(第2条)
4. 中華民国は、適正規模の護衛を伴った代表 (Representative) をチベットに派遣できる。(第4条)
5. 外チベットは、内チベットに位置する寺院の管理、高僧の任命を行う。(第9条)
6. 中華民国は、[外] チベットに 424840 ルピーの賠償金を支払う。

4) シムラ条約草案についてのチベットの意見 (1914年3月6日)

1. ダライ・ラマと中国皇帝との関係は、精神的教主と施主 (俗人) との関係である。
2. それゆえ、この関係は、従属国 [付庸国] と宗主国との関係とは異なり、中国はチベットにいかなる代表も派遣することはできない。

5) シムラ条約草案についての中国の意見 (1914年4月15日)

1. チベットが、中国ならびにイギリスと対等に扱われているのは、不当である。
2. 宗主権 (suzerainty) とは何かを明確化する必要がある。

4. 二つのシムラ条約

1) 1914年4月27日に中国・チベット・イギリスが initial したシムラ条約

1. チベットを内チベットと外チベットに分割する。
2. 内外両チベットは、中華民国の宗主権下にある。
3. 外チベットは、自治権をもつ。

草案 (Draft) から修正、変更した点

- Kokonor (青海) を内チベットから中国本土に変更。
- 中華民国の議会は、外チベットを代表しない。

これにたいして、陳は、本国から sign するよう訓令が必要であると述べる。

1914年4月20日付（日付が前後している点に注目）中国外交部発陳宛訓令：

1. チベットニ分割案に反対する。
2. 「外チベットは、中華民国の議会で代表されない」旨の条文に反対する。

2) 1914年7月3日にチベット・イギリスが sign したシムラ条約

条約の内容は、4月27日のものと大差ない。

マクマホン：陳が sign しなければ、マクマホンとロンченのみで sign する。

陳：本国政府は、三者間条約に反対しているので、sign しない。

ロンчен：チベットは、チベット~~ニ~~分割案に反対であるが、4月27日に initial したので、sign せざるを得ない。

二

5. その後のシムラ条約

サー・アーサー・ヘンリー・マクマホンにとって、大変合理的かつ魅力的であったチベットニ分割案は、合法的な三者間条約を生み出すシムラ会議を決裂させ、今日の~~中~~国境の不安定さを生み出した。

Alastair Lamb, *McMahon Line*, London, 1966, p.492.

歐州大戦の勃發を見、西藏問題は黒幕の中に引き込んでしまったのである。

チャールス・ベル著、田中一呂訳、『西藏：過去と現在』、生活社、1940年、238ページ。

6. 小括

1) 付庸国と宗主国

付庸国は、宗主国と別に国際条約を締結できる。

例) ブルガリア（オスマン・トルコの付庸国）、エジプト

2) チベット二分割案

チベットがもしシムラ条約にたいするsignをその独立の権原とするのであれば、チベット二分割案も承認すべき。

3) 周縁部にたいする実効的支配

西欧国際体系下では、主権国家の周縁部に実効的支配が行われていないからといって、当該周縁部が、当該主権国家の領域を構成しないとはいえない。

4) 宗主権と主権

陳は、イギリス側に、この二つの具体的な内容について何度も繰り返し説明を求めてい るが、イギリス側は、答えていない。

7. 今後の課題

1) 先行研究の少なさ

何か理由があるのであれば？

2) キャフタ会議との対比・比較

3) チベット側の資料